

## ◆Q&A

**Q：耐震診断は、どのように行うのですか？**

A：耐震診断士が、日本建築防災協会の「木造住宅一般診断法」により、調査します。  
床下や天井点検口、地盤・基礎などの現況確認をするほか、建物の重さと壁の強さ比率や耐力等を診断します。  
☆その後の耐震補強工事を義務付けるものではありません。

**Q：村が委託する茨城県木造住宅耐震診断士とはどのような資格ですか？**

A：次の①から③すべての条件を満たし、知事が認定した者です。  
①県などの専門の技術講習会を受講した者  
②一級建築士資格取得後5年以上を経過した者  
または2級建築士・木造建築士資格取得後10年以上経過した者  
③県において建築士事務所登録を行った建築設計事務所に勤務する者

**Q：昭和56年6月以降の建物は、対象外ですか？**

A：この事業の対象は、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅となります。

**Q：昭和56年6月以降に増築している建物は、耐震診断の対象となりますか？**

A：原則として、昭和56年5月以前の部分の面積が、昭和56年6月以降に増築した面積よりも大きい場合は対象となります。また、構造的に一体で増築している場合はその建物全体を診断対象としますが、構造的に別で増築している場合は、増築部分は除きます。

**Q：建築年がわからないと申し込むことはできませんか？**

A：建築年がわからない場合や増築した面積がわからない場合は、同意を得たうえでお調べし対象になるかどうかを判断します。

**Q：木造在来工法とはどのような構造ですか？**

A：柱と梁などの軸組みで建てられているもので、従来の日本住宅の代表的な工法です。

**Q：住宅の一部が鉄骨造や鉄筋コンクリート造の場合は対象になりますか？**

A：鉄骨造や鉄筋コンクリート造の部分がある混構造の建物は、耐震診断の方法が異なりますので、対象になりません。個別に対応ください。

**Q：対象にならない住宅は有料で耐震診断をしてもらえますか？**

A：対象にならない住宅の耐震診断は、個別に対応ください。

**Q：店舗併用住宅などは対象になりますか？**

A：店舗や事務所などと併用している住宅は、住宅部分が建物全体の半分以上の場合のみ対象となります。

**Q：賃貸住宅は対象になりますか？**

A：一戸建て賃貸住宅で、所有者が申し込みをする場合のみ対象になります。長屋や共同住宅は対象になりません。

**Q：住宅の「離れ」や別棟の車庫は対象になりますか？**

A：寝室等として利用している場合には対象になります。寝室等の無い離れや物置、倉庫、車庫などは対象になりません。

**Q：申し込み用紙や申し込み先はどこですか？**

A：申し込み用紙は、都市建設課にあります。また、村のホームページからダウンロードすることもできます。申し込み用紙に必要な事項を記入のうえ、直接都市建設課へ申し込みをしてください。

**Q：派遣されるのはいつ？**

A：申込み期間を約30日程度設けます。その後審査をして、村から派遣決定通知をします。そして、耐震診断士から現地調査を行うため、日程調整の連絡をいたします。  
※申込み末日からおおよそ1ヶ月～2ヶ月程度で現地調査となります。

**Q：準備すること・ものは？**

A：現地調査の立会い（2～3時間程度）が必要です。また、間取り図などの図面を用意し、天井裏点検口や床下等など速やかに点検できるようお願いします。

**Q：図面が無いのですが診断できますか？**

A：図面が無くても診断はできます。しかし、なるべく間取り図などの図面を用意ください。

**Q：耐震診断の結果はどうしめされるのでしょうか？**

A：震度6強から7の大地震において、木造住宅がどの程度の安全性があるかについて、段階評価（判定）を行い、診断報告書を作成します。（評価はあくまでも目安です）。

**Q：一般診断結果の上部構造評点が1.0未満となった場合どうしたらよいでしょうか。**

A：今回の診断は不確定要素を含んだ一般診断ですので、より詳細に知りたい（最終的な補強の判断）場合は、精密診断を行うことをお勧めします。

**Q：一般診断結果の上部構造評点が1.0未満の場合、震度いくつまで耐えられますか？**

A：この診断は、震度いくつまで耐えられるかを算出するものではなく、大地震（震度6程度）で倒壊、崩壊する可能性について実施するものです。その他震度5未満の地震にどこまで耐えられるかはこの計算では分かりません。精密診断を受け、震度6でも倒壊を免れるような補強、若しくは建て替えをお勧めします。

**Q：一般診断結果の上部構造評点が1.0以上なら大地震がきても壊れませんか。**

A：「一応倒壊しない」という評価ですが、これはあくまでも計算上は即座に倒壊することは無いであろうというレベルであって、建物に被害が出ないとか、倒壊しないということを保証するものではありません。また、診断結果は調査時点での診断状況ですので、その後の経年劣化に対しても十分な維持管理をする必要があります。

**Q：精密診断は、どこに申し込めばよいでしょうか？**

A：さらに詳しい精密診断や耐震設計をご希望の方は、県の建築指導課ホームページに茨城県木造住宅耐震診断士名簿が掲載されていますので参考にしてください。

☆費用は自己負担となります。

☆村や派遣する診断士が診断以外の『耐震補強計画』や『補強設計』、『補強工事』について斡旋を行うことはありません。

**Q：耐震診断や改修工事は必要なの？**

A：過去に発生した阪神淡路大震災（震度6強）では、多くの方が建物倒壊により命を落とされました。これらの要因は一瞬で建物が崩れ、逃げ出すことができなかつたためと分析がされています。地震の大きさの想定には限界がないため、耐震改修工事を行っても壊れないと断言することはできません。しかし、人命を守るために生活の拠点である住宅を補強・改修することは重要といえます。

**Q：耐震改修の他に有効な取り組みはありますか？**

A：家の中で被災する可能性が一番高いと考えられるのは、家具の転倒による負傷です。一般的な対策事例としては、「家具の隙間を埋めて転倒の防止」「食器等の飛び出し防止の金具設置」などがあげられます。これらは安価で手ごろな方法といえますので、お勧めします。また、転倒した家具によって避難経路が断たれることが想定されます。この場合は、「部屋の出入口付近に家具を置かない」「重い家具などは一階に配置する」など心がけましょう。